

三月前期のプロイセンにおける「社会問題」 と社会政策および中間層政策の展開（六）

川本和良

問題の所在

I 三月前期における「社会問題」——第26巻第5号，第6号

II 三月前期における政策の展開

〔I〕 国家的社会政策の開始=1839年の児童保護規定——第28巻第2号，第29巻第2号，第4号

〔II〕 中間層政策の開始=1845年の営業令

1 考察の対象と意義

(1) 対象とする時期について

(2) 対象とする地域について

(3) 中間層政策を考察する意義について

1) 1845年の営業令以降におけるプロイセンとドイツの中間層政策の概観とその特徴——以上本号

III 「三月革命」と政策の展開

〔II〕 中間層政策の開始=1845年の営業令

1 考察の対象と意義

1845年1月17日の一般営業令¹⁾ (Allgemeine Gewerbeordnung. Vom 17. Januar 1845) はプロイセンにおける中間層 [=手工業者]²⁾ 政策の開始を意味した。というのは、まず形式的に、この法律がプロイセン全土に対して適用された、中間層に対する最初の一般法であったからである。後述するように、これに先行する法体系は一般国法であったが、その序文21条 (Einleitung, §21) に「さらに個々の訴訟問題の判定にさいして、一般法律は州法律に劣後し、州法律は特殊³⁾的な条令に劣後し、最後に特殊的な条令はこれ以外の既得権に劣後する」と述

べられているように、州法典が主要法であって、一般国法の規定は補助法の位置を占めたに過ぎなかったからである。⁴⁾

つぎに、内容的に、これが「中間層保護の第一歩」であったからである。すでにⅠで述べたように、三月前期のプロイセンでは解放危機の「社会問題」を主要局面としつつも、工業化危機の「社会問題」の局面をも包含した「大衆貧窮」が生じた。これに対する政策的対応として、まずⅡの〔Ⅰ〕で述べたように、1839年の児童保護規定の制定により工場労働者保護の第一歩が印されたのであるが、同時に「社会問題」の主要局面を形成した中間層を保護することにより、これをプロイセン国家に統合する政策の開始が焦眉の急となり、その第一歩が1845年の営業令の制定により踏み出されたのである。

そこで、以上のような中間層政策の開始を意味した1845年の営業令の成立過程を、既述の工場法の成立過程と対比することにより、その特徴を引き出しつつ、ここでの考察の対象と意義を明らかにすることから出発することにしよう。

- 1) この法律の全文については、Vgl. Gesetz-Sammlung 1945, 41-78.
- 2) 中間層という言葉は歴史的にさまざまな意味内容をもって使用されてきた。それを辿ることによりこの言葉のもつ主要な含意を明らかにしておきたい。

この言葉を文献において最初に使用したのはアリストテレス (Aristoteles) であり、『ニコマコス倫理学』において、徳は正しい生活を脅やかす過度または不足の両極の間の中庸において発展し、この中庸の徳 (Tugendmitte) は、ポリスの市民のうちで富裕な市民と貧しい市民の中間に位置する中位の財産をもつ市民 (die Bürger mittleren Besitzstandes) において見出だされると述べた。この市民の三分割が中世のドイツとイタリアの諸都市の社会構造に適用され、都市貴族 (Patriziat) と小市民層 (Kleinbürgertum) の間の、商業を営む者とツンフト手工業 (Handeltreibende und Zunfthandwerk) 層からなる中間層 (Mittelstand) という言葉が市民権を得た。したがって、中間層概念にはもともと「財産と教養 (Besitz und Bildung)」をもつ層という内容が含まれている (Otto Heinrich v. d. Gablentz, Mittelstand, in, Handwörterbuch der Sozialwissenschaften, Bd. 7., Göttingen 1961, 393. Werner Conze, Mittelstand, in, Otto Brunner, Werner Conze, Reinhart Koselleck (Hg.), Geschichtliche Grundbegriffe. Historisches Lexikon zur politischsozialen Sprache in Deutschland, Bd. 4., Stuttgart 1978, 49-50)。

しかし、この言葉がドイツで普及したのは18世紀後半に入ってからである。そ

の発端は1719年に発行されたD. デフォアの「ロビンソン・クルーソー」(Daniel Defoes, *Robinson Crusoe*)の独訳が1726年に出版されたことにあった(W. Conze, *Mittelstand*, 49, 53)。その後、中間層という言葉はさまざまな意味内容をもって使用されるようになった。そのさい、農民を除き、都市の貴族と賤民(Pöbel)の中間に位置する市民的自覚をもった層という意味での使用が増大していった(Ebd., 54)。すなわち、アリストテレスの使用法を継承して、一方で貴族と大市民の「非常に高い」生活様式 („höherer“ Lebensart)から労働と社交性の分野で分離された、営業を営む「中間人」(der gewerbetreibende „Mittelmann“)を指し、他方で身分の相違を越えた、新しい市民的評価に基づく有識者(Gelehrte)で、よき中間層の上品を身につけた公序良俗を大切にす中間層(der gesitteten Mittelstand mit der dazu gehörigen Eleganz des guten Mittelstandes)を指した(Ebd., 59)。だが、これ以外にさまざまな意味内容の使用例があった。その主なものを挙げると、①貴族に属さない大、小所有者としての民衆(Volk)、すなわちフランス革命における第三身分=「国民(Nation)」に近い使用法、②才能と徳をもつ人を指し、アリストテレスに近い使用法、③国家の繁栄をもたらす、啓蒙され、富裕であるのみでなく、質素の徳、勤勉、秩序愛、清潔、公正、博愛を備えた多数の民衆を指すばあい(Ebd., 55)、④、③の使用法は18世紀の教養政策的、民衆教育的努力(bildungspolitisch-volkspädagogische Bestrebungen)に照応していたが(Ebd., 56)、ここから農民と手工業者を普通人(der gemeine Mann)として中間層より外し、学校制度に照応して農業学校と手工業学校(Ackerschulen und Handwerksschulen)を卒業した商人、芸術家、マスマファクトリア主、大農業家と大家主を指すばあい〔「市民学校」と「実科学校」(„Bürger-oder Realschule“)卒業者〕(Ebd., 57-58)、⑤教養ある「有識者」としての大学卒業者で、国家ピラミッドの頂点と下からの殺到との間に立つ教養ある中間層を指すばあい(Ebd., 59-60)、⑥貴族の対極として、学問と技術を修めた官吏、商人、工場主、僧侶、教師で公序良俗を身につけた者というゲーテ(Goethe)の使用法(Ebd., 60. Goethe, *Dichtung und Wahrheit*, 4. Tl., 17. Buch. ゲーテ『詩と真実』第四部、小牧健夫訳、岩波文庫、1959年、67ページ)。⑦ヘーゲル(Hegel)の『法哲学』§299における、民衆の教養ある知性と法律意識が帰属する政府構成員と官吏を指すばあい。この使用法は、後段、II, [II], (3)の8)で問題となるすべての有識者特別免除(Gelehrten-Exemption)〔都市の有識者に対する兵役、納税等の義務の免除。以下、eximierte Bürgerを特別免除市民、Exemptionを特別免除として使用〕の法的廃棄と関連し、都市における市民と有識者の分離の解消へ作用〔=両者はともに教養ある中間層を形成可能〕(Ebd., 60. ヘーゲル『法の哲学』(下)、高山一愚訳、創元文庫、1954年、205~206ページ)。等々。

中間層という言葉が普及したのは18世紀後半であったが、19世紀に入り、ロテックとヴェルカーの『国家辞典』（„Staatslexikon“ von Rotteck und Welcker）第1版と第2版や、クルークの『一般辞典』（das „allgemeine Handwörterbuch“ von Krug）にも項目はなく、1838年の第2版の補遺（Krug 2. Aufl., Suppl. Bd. 5/2, 1838, 42f.）において、「中間層に属する人々は、教養、財産と、商業と営業および学問と芸術における多様で包括的な活動により特徴づけられる。それゆえ、中間層は現在すべての市民化された国家において、本来社会の主要部分、国民の中核である」として初めて記載された（Ebd., 62）。ところが、7月革命の影響のもとで、新たに「中間階級（Mittelklasse）」という言葉が「ブルジョアジー」を意味して使用されるようになり、これに対して「中間層」は従来と同様多義的に使用されつづけた（Ebd., 63）。

マルクスとエンゲルスは、1840年代中葉に、「中間階級」を「有産の支配階級」、すなわち「ブルジョアジー」に置き換え、『共産党宣言』では「中間層」を保守的、反動的な小工業家、小商人、手工業者、農民とし、「ブルジョアジー」の敵と特徴づけた（Ebd., 64. マルクス・エンゲルス『共産党宣言』大内兵衛・向坂逸郎訳、岩波文庫、1967年、53ページ）。しかし、40年代以降「中間層」は屢々農民を除外して「営業的中间層」、「手工業者層」を示す言葉として使用され（Ebd., 83）、19世紀と20世紀の交に、近代産業社会の生み出した「職員中間層（Angestellten-Mittelstand）」が形成された後、独立して職業を営む点でこの新中間層と区別して、営業的または旧中間層（der gewerbliche oder alte Mittelstand）と呼ばれるようになった（Ebd., 59. 89）。

また、中間層運動というばあい、商工業における資本主義的企業により脅やかされる、中小の経営規模の手工業者と商人の運動を指し、上述のような中間層理解の多様性と、「手工業」、「工場」と「商業」の境界の不明瞭から厳密に言い得ないにせよ、本来の運動の担い手は古い小営業的、独立中間層とされている（M. Biermer, Mittelstandsbewegung, in, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3. Auflage, Bd. 6., Jana 1910, 734）。そして中間層政策とは、前工業社会から由来する中間層〔手工業、小売商業、部分的には農民もまた〕が変化する生活と経済形態から自己を守るために組織をつくり、保護政策を要求するのに対応する政策を指すとされている（O. H. v. d. Gablentz, a. a. O., 393）。

以上述べた使用法の多様な変遷を念頭に置きつつ、本稿では中間層を手工業者として使用したい。そのさい、中間層概念の中心には経済的に自立した手工業者が位置し、かれらは、たとえ資本主義的の制度に対して反対を唱えたとしても〔例えば百貨店や大コンツェルンに対して〕、政治的、社会的見地から急進主義の拒否と既存秩序維持への傾向をもつとともに（Der Große Brockhaus, Bd. 12., Leipzig 1932, 633-634）、この概念には「公序良俗」、「教養」と「知性」（„Ge-

- sitterung“, „Bildung“ und „Intelligenz“) を有する者との意味が含まれ、政治的には保守的立場からつねに評価されてきた点に注意を促しておきたい (W. Conze, *Mittelstand*, 60)。
- 3) *Allgemeines Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794*. Textausgabe. Mit einer Einführung von Dr. Hans Hattenhauer, o. Professor an der Universität Kiel und einer Bibliographie von Dr. Günther Bernert, Privatdozent an der Universität Marburg, Frankfurt am Main 1970, 51. なお, W. エーベル『ドイツ立法史』西川洋一訳, 東京大学出版会, 1985年, 96ページの註②を参照せよ。
 - 4) Hugo Roehl, *Beiträge zur preußischen Handwerkerpolitik vom Allgemeinen Landrecht bis zur Allgemeinen Gewerbeordnung von 1845*, Hrsg. von Gustav Schmoller und Max Sering, *Staats- und sozialwissenschaftliche Forschungen*, Heft 76, Leipzig 1900, 195. R. Koselleck, *Staat und Gesellschaft in Preußen*, 82. 訳, 439.
 - 5) R. Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution*, 599.

(1) 対象とする時期について

工場労働者問題は、一般的に産業革命の進展とともに生じてきた近代における新しい問題であり、既述のようにプロイセンにおいては19世紀に入って生じてきた。これに対し、中間層問題は中世都市の成立にまで遡る古い歴史をもっているが、ここでは考察の時期的対象を30年戦争以降、プロイセン改革時の「営業の自由」を経て、1845年の営業令の成立までに定めたい。

30年戦争以後を選んだのは、第一に、「営業の自由」以前の中間層はツンフトに組織されていたのであるが、30年戦争を画期にプロイセン領邦国家建設への新しいステップが踏み出され、ツンフトが従来の都市経済政策の対象から、とくに1731年の帝国営業法 (das Reichsgewerbegesetz von 1731) の成立を契機として、¹⁾ 領邦経済政策の対象へと移行したからである。すなわち、30年戦争を画期にツンフトが、G. シュモラーのいう重商主義——「国家建設と同時に国民経済の建設、すなわち政治団体を同時に経済団体となし、かつそれに高き意義を賦与する近世的意味における国家建設、……すなわち、社会およびその組織ならびに国家およびその制度を全面的に変革すること、地方的・領域的経済政

三月前期のプロイセンにおける「社会問題」と社会政策および中間層政策の展開（六）（川本） 83
策に代えて国家的・国民的政策をもってすること²⁾——の一環に営業政策の主要対象として組み込まれるという新しい段階を迎えるからである。

第二に、1845年の営業令の成立過程を把握しようとするさい、30年戦争からプロイセン改革時の「営業の自由」に至るまでのツンフトの考察は二重の意味で重要である。まず、「営業の自由」はツンフトによる競争規制の除去を主要対象としていたため、それ以前の時期におけるツンフトの考察が不可避となるのみでなく、また、中間層の保護問題が、とりわけ1830年以降⁴⁾、「緩和された営業の自由の原理（das Princip einer gemäßigten Gewerbefreiheit）」または「規制された営業の自由⁶⁾（eine geregelte Gewerbefreiheit）」をめぐって展開し、そのさいツンフトの復活が主要内容を形成したがゆえに、この点からも30年戦争以降におけるツンフトの変遷を把握しておくことが必要となるからである。

以上二つの理由から、1845年の営業令の成立過程の考察対象となる時期を30年戦争以降に定めたいと思う。

- 1) Gustav von Schmoller, Das brandenburgisch-preußische Innungswesen von 1640 bis 1800, hauptsächlich die Reform unter Friedrich Wilhelm I, in, ders., Umriss und Untersuchungen zur Verfassungs-, Verwaltungs- und Wirtschaftsgeschichte besonders des Preußischen Staates im 17. und 18. Jahrhundert, Leipzig 1898, 318, 382, 404-405.
- 2) Gustav von Schmoller, Das Merkantilssystem in seiner historischen Bedeutung: städtische, territoriale und staatliche Wirtschaftspolitik, in, ders., Umriss und Untersuchungen zur Verfassungs-, Verwaltungs- und Wirtschaftsgeschichte besonders des Preußischen Staates im 17. und 18. Jahrhundert, Leipzig 1898, 37. シュモラー『重商主義とその歴史的意義—都市的・領域的および国家的経済政策—』正木一夫訳, 伊藤書店, 1941年, 53ページ。なお、重商主義という言葉はさまざまな意味内容で使用されてきた。重商主義概念の整理として、差当り小林昇「リストと重商主義」、『小林昇経済学史著作集 VI, F. リスト研究(1)』未来社, 1978年, および、肥前栄一『ドイツ経済政策史序説』未来社, 1973年, 前篇第三章の三, を参照せよ。
- 3) ツンフトまたはインスング制度の詳細については後段の考察に譲り、ここでは G. シュモラーが、「インスングは都市制度と行政の不可欠の構成員である」, 「すべての都市政策の精髓は、……都市の競争規制にある」と述べている点のみを指摘しておこう (G. v. Schmoller, Das brandenburgisch-preußische Innungs-

wesen, 316, 317)。

- 4) 1845年の営業令の成立過程の考察が、ここ〔Ⅱの〔Ⅱ〕〕での主要対象であるので、詳細は後段に譲るとして、ここでは1830年以降とした理由について、それと関係する限りにおいて、1845年の営業令の成立過程に触れておきたい。

1845年の営業令制定の最初の動機は、「営業の自由」に関する諸立法が余りにも性急に制定されたので、そこに含まれていた諸欠陥を是正する必要と (Paul Rudolph, *Zunftverfassung und Gewerbefreiheit im preußischen Gewerberecht bis 1845. Inaugural-Dissertation zur Erlangung der juristischen Doktorwürde einer Hohen Rechts- und Wirtschaftswissenschaftlichen Fakultät der Friedrich-Schiller-Universität Jena, Borna-Leipzig 1935, 38*), ウィーン会議の結果獲得した新領土と旧領土の間の営業令の相違に対する「プロイセン統一活動 („Einpreußungsaktion“)」の必要にあった (Heinrich von Treitschke, *Deutsche Geschichte im Neunzehnten Jahrhundert, Bd. 4., Leipzig 1927, 545. H. Roehl, a. a. O., 173, P. Rudolph, a. a. O., 33*)。しかし、既述の一部工業化危機を伴った解放危機の「社会問題」の深刻化と、7月革命の影響のもとで、1830年以降、不穏の時代 (jene unruhige Zeit) の開始が告げられ (H. Roehl, a. a. O., 199), 手工業者の窮乏と市町村負担の増大を救済するため、ツンフトの復活をめぐる問題が重要問題として浮上した (Ebd., 212-213)。また、1840年に、皇太子時代からフォム・シュタインを中心とするツンフト復活論者と親密であった新王が即位し (Ebd., 189, 228), 工業化の進展に伴い新たに共産主義への恐怖が顕在化し、徒弟と職人の規律と秩序 (Zucht und Ordnung) が焦眉の問題として付け加わるに及んで (Ebd., 236. R. Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution, 599*), ツンフト復活問題が最重要問題となり (H. Roehl, a. a. O., 235), 営業令の制定が急がれ、「営業の自由」とツンフト制度の注意深い妥協として1845年の営業令が成立したのである (Vgl. A. Köttgen, a. a. O., 1009. P. Rudolph, a. a. O., 35. W. Köllmann, *Die Anfänge der staatlichen Sozialpolitik, 419. ders., Rheinland und Westfalen, 275-276. A. Gladen, a. a. O., 22-23*)。

ツンフト復活問題は、後述するように、「営業の自由」実施と同時に生じているのであるが、それが重要問題として顕在化するのには、以上の経過から1930年以降のことであった。

- 5) H. Roehl, a. a. O., 223.
6) Ebd., 229.

（２）対象とする地域について

既述のように、1839年の児童保護規定はライン州を中心に展開し、全プロイセンに拡大していった。これに対して、1845年の営業令の制定問題は東エルベ地域を中心に展開し、全プロイセンに拡大するという経過を辿っている。

まず、B. フォーゲルが強調するように、プロイセン改革の一環としての「営業の自由」は、ナポレオン戦争に敗れて西エルベ地域の領土を喪失し、中部と東部諸州に王国が縮小した時に実施されたがゆえに、農業地域の経済構造を変革することに重点を置いていたのである。¹⁾ ついで、ウィーン会議により西エルベ地域の領土を獲得した後、とりわけ1822年11月26日にハルデンベルクが没した後、古い諸州と新たにプロイセン領となった諸州との調整を視野に入れた「営業の自由」の修正が問題となった。²⁾ こうして1845年の営業令への胎動が始まるのであるが、その成立の第一歩となった、1825年に中央各省 (Staatsministerium) 内に設置された J. G. ホフマンを議長とする委員会によって、1835年1月21日に作成された二つの草案は、まず、古い諸州における調整が審議され、ザクセンを含む東部地域をどのようにするかについての鑑定 (Gutachtung) を作成し、ついで、それをいかに西部の自由主義地域に拡大し得るか〔東部諸州の調整のための「営業の自由」の修正→西部諸州への拡大〕という手づきを決めている。³⁾

また、プロイセン改革以前にあって、H. ローゼンベルクが鋭く指摘するように、ホーエンツォレルン家はブランデンブルクの小選帝侯から身を起し、軍事努力なしで王室家族間の協定に基づいてポーランドからオランダまで、東西両エルベ地域にまたがる、ドイツ北部に分散した領土を獲得していったが、⁴⁾ フリードリッヒ 2 世がかれの統治を名づけたように、「北方のスパルタ」⁵⁾ として、その心臓部はブランデンブルクとプロイセンにあり、フリードリッヒ・ヴィルヘルム 1 世とフリードリッヒ 2 世により創造された「内閣統治」の厳格な専制的実践、文官と軍人行政の頂天での融合、社会生活の法外な軍事化、プロイセン・プロテスタンティスムスの出現〔正統のルター主義の政治的従順と社会的静寂主義（精神の平和）〕の間の同盟において、西ヨーロッパの社会的、政治的思考

の一般的枠組から逸脱した道を辿ったことから明瞭なように⁶⁾、プロイセン重商主義は東エルベ地域を基盤として展開し、ツンフト政策もその一環に組み込まれていたのであった。

以上のように、30年戦争以降のツンフト政策も東エルベ地域を基盤とする重商主義の一環として展開したし、1845年の営業令の成立にさいしても、プロイセン改革時の領土における「営業の自由」の修正を軸に、その西部諸州への拡大が論ぜられたのであって、1839年の児童保護規定のばあいと全く逆に、東から西へという過程を辿っている。このように中間層問題の考察対象となる主要地域は東エルベ地域である。

- 1) Barbara Vogel, Allgemeine Gewerbefreiheit, Göttingen 1983, 15. dies., Staatliche Gewerbereform und Handwerk in Preußen 1810-1820, in, Ulrich Engelhardt (Hg.), Handwerker in der Industrialisierung. Lage, Kultur und Politik vom späten 18. bis ins frühe 20. Jahrhundert, Stuttgart 1984, 186.
- 2) H. Roehl, a. a. O., 190.
- 3) Ebd., 194, 201.
- 4) Hans Rosenberg, Bureaucracy, Aristocracy and Autocracy, The Prussian Experiment 1660-1815, Boston 1958, 27.
- 5) Ebd., 3.
- 6) Ebd., 22-23.

(3) 中間層政策を考察する意義について

工場労働者保護を内容とする工場法はいうまでもなく階級社会において生じる問題であり、産業革命に関連する問題であるのに対し、中間層保護を内容とする営業令は身分制社会の維持にかかわる問題であり、市民革命の挫折にかかわる問題である。中間層は、R. コゼレックのいうように「身分制を代表した職業集団」¹⁾であるからである。そのさい、「身分制を代表した職業集団」の典型はプロイセン改革に至るまでのツンフトであり、したがって、「営業の自由」実施後における中間層保護問題がワイマール期に至るまでつねにツンフトの復活を中心問題として展開したことにプロイセンおよびそれに征服されたドイツ

三月前期のプロイセンにおける「社会問題」と社会政策および中間層政策の展開（六）（川本）87
における身分制社会から階級社会への固有の移行の特徴が刻印されている。
1845年の営業令の成立過程の考察は、プロイセンおよびドイツ帝国における、
さらに弱められたとはいえ、ナチ独裁制の崩壊に至るまでのドイツの階級社会
の特殊性〔＝階級社会を主要局面としつつも身分制社会との混合、並存〕を把握する
ための出発点としての意義をもっている。

以下、上述の点を概括的に理解するため、まず、本稿の考察対象である1845
年の営業令および1849年2月9日の二つの欽定緊急令（die zwei oktroyierten
Notverordnung vom 9. Februar 1849）発布以降における中間層政策をツンフト復
活問題を中心に概括し、ついで、視野を政治、社会、経済の分野に拡大して、
プロイセンおよびそれに征服されたドイツにおける身分制社会から階級社会へ
の移行の特殊性とそれが形成された原因を、中間層政策との関連を念頭におい
て可能な限り簡潔に素描し、ここで中間層政策を考察する意義を明らかにして
おきたい。

1) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 609.

1) 1845年の営業令以降におけるプロイセンとドイツの中間層政策の概観と その特徴

まず、ツンフトの内容については後段の考察に譲ることとし、中間層政策を
ツンフト復活問題を中心に要約的に述べるならば、

① 本稿の研究対象である三月前期の「社会問題」への対応を一契機とする
1845年の営業令により、「営業の自由」の制限という見地からツンフト復活へ
の道を開くとともに、ツンフトに所属しない独立営業者と増大してくる工場労
働者に対する団結禁止（Koalitionsverbot）と裏腹に、ツンフト所属の親方に職
人、徒弟の技術的陶冶権と公序良俗（Sittlichkeit）を維持するための教育権を与
えることにより、「君主を頂点とする団体的に組織された家産国家（korporativ
organisierter Patrimonialstaat）強化の安定化要素¹⁾」を創出し、「多数の自立した
富裕な下層中間層の維持を差し迫った革命を予防する最良の手段²⁾」とする法的
措置がとられた後、「三月革命」の衝撃のもとで1849年の二つの緊急令により

この方向が一層強化された。

② 50年代から70年代前半にかけての産業革命の突破の過程において、1857年と1866年の二度の経済恐慌の中断を除き、比類のない高景気と高成長のもとでの大工場経営の形成に伴い、工場主への上昇や貧窮化した親方と増大した職人層の工場への吸収〔三月前期の「社会問題」の解消〕が進展し、自由主義的営業立法への動きが前面化し、これが1869年6月21日の北ドイツ連邦営業令 (Gewerbeordnung für den Norddeutschen Bund, vom 21. Juni 1869) に結実。これは北ドイツ連邦全領域に対する最初の統一法であり、営業の自由を基軸とする自由主義的営業法であって、1871年に新ドイツ帝国に引き継がれた。同時にトラックシステム禁止条項を除いて、1849年2月9日の緊急令の規定は廃止され、団結またはストライキへの参加を強制したばあいには処罰されるとの条件つきで団結の自由が認められた〔後述するように、農業労働者と僕婢は1918年まで団結の自由から除外〕。

③ 1873年の恐慌に始まる大不況期の到来による、困窮の原因を営業の自由と工業の競争に求め、資格証明 (Befähigungsnachweis) の導入とツunftの強化、ツunftによる徒弟保持権を求める手工業者運動の展開を背景に、1881年7月18日の法律に始まり、1884年12月8日の法律、1886年4月26日の法律および1887年7月6日の法律で強化をみたインヌクの公法団体としての宣言と徒弟の行動への排他的権限賦与を経て、1882年5月31日のマクデブルクにおける全ドイツ手工業者集会の決定に基づき翌年結成された「全ドイツ手工業者同盟 (Allgemeiner Deutscher Handwerkerbund)」と1884年創設の「ドイツ合同インヌク連盟中央委員会 (Zentralausschuß vereinigter Innungsverbände Deutschlands)」により1890年に皇帝になされた請願を起点に、1881年法の基礎上で強制ツunft (Zwangsinnung) 設立を認めた1897年7月26日の法律の成立による、手工業者の特権化を通じての公権国家への統合および秩序要因の形成と、1900年以降の資格証明、強制組織、試験強制的権限を手工業会議所 (Handwerkskammer) に賦与する運動の展開および第一次大戦と破局。

④ ワイマール憲法第17条の「各ラントは共和制的 (freistaatlich) 憲法を有

三月前期のプロイセンにおける「社会問題」と社会政策および中間層政策の展開（六）（川本）89
しななければならない⁸⁾との条項にしたがい、プロイセン憲法を討議した1919年
8月のプロイセン・ラント集会の決議 (Beschlüsse der preußischen Landver-
sammlung vom 8. Juli 1919) において、「商人的、営業の中間層は力強く保持さ
れ、とくに吸収 (Aufsaugung) から守られなければならない。ドイツ手工業な
しにはドイツの復興は不可能である。それゆえ、あらゆる事情のもとで将来の
経済の統制 (Regelung) は手工業の生命力 (Lebensfähigkeit) を保持し、確保し
なければならない」⁹⁾との条項が採択され、ワイマール憲法第151条において、
「商業および営業の自由は、ライヒの法律によって保障される」と規定された後、
これまで反営業の自由の担い手であった手工業者同盟のグループ (die Gruppe
der Handwerkerbünde) が、営業の自由の根本原則を前提に、手工業は国家と公
共 (Allgemeinheit) により興隆、維持されねばならない、との立場に転じ、1920
年9月にドイツ手工業全国連盟 (Reichsverbände des deutschen Handwerks) を結
成¹¹⁾。しかし、ワイマール期に手工業者保護の有効な政策が打ち出されなかった
ため、1929年以降ナチの議席数における躍進にさいし、手工業者が票田の一つ
に転じ、ナチの政権獲得後、1934年2月27日の「ドイツ経済の組織的建設の準
備に関する法律 (Gesetz zur Vorbereitung des organischen Aufbaues der deutschen
Wirtschaft)」により、経済組織をツンフトの職業身分組織に立脚し、商工会議
所とともに手工業会議所がとくに重要な位置を占める、工業、商業、手工業、銀
行、保険および動力経済の6つの全国集団よりなる職業団の構成 (Ständischer
Aufbau) に編成し、各職業身分と職業身分内に指導者原理を貫徹くことにより
上意下達¹²⁾の国家機関に転化したことのうちに、ツンフトの痕跡が再現。

以上をフランスとイギリスにおけるツンフト解体過程と対比すると、まず、
フランスのばあい、絶対王制期にツンフトが上級官吏による中央集権国家の指
導のもとに置かれ、ルイ14世が、営業監視を購入可能な権利 (käufliches Recht)
として売却し、ツンフトに管理の買い戻しを認可することにより、王の管理権
を純粋に国庫的目的に利用した後、1726年のA. R. チュルゴー (Anne Robert
Turgot) によるツンフト廃止の試みを経て、フランス革命勃発後、1791年のル
・シャペリエ法 (das Gesetz Le Chapelier) によりすべてのツンフトが解体され、

営業の自由が導入。また、イギリスのばあい、シュテュアート朝初期にツフットの法的保護が試みられ、営業監視を財源として利用した後、市民革命後の18世紀においても勝利した議会はツフットの管理を十分には行なわなかったが、ツフット制度は内部解体を遂げていき、これが産業革命遂行の一要因となるとともに、ツフット制度の残滓は1814年のエリザベス法の廃止と1835年の市庁法¹³⁾(Munizipalitätsgesetz)により除去。

これに対し、プロイセンとドイツ帝国においては、以上みたように第二帝制期においても中間層政策の中心にツフット問題が位置し、ナチ期にまでもその痕跡が尾をひき、19世紀中葉から70年代にかけての産業革命の突破の過程を経て、階級社会へ移行して後も、「身分制を代表した職業集団」が国家の安定化要素として残存、保持されたところにその特殊性が示されている。

つぎに、このようなツフット問題に端的に表現されているドイツ階級社会の特殊性が形成された原因を政治、社会、経済の分野へと視野を拡大して素描しておきたい。

- 1) A. Gladen, a. a. O., 25.
- 2) R. Koselleck, Preußen zwischen Reform und Revolution, 599.
- 3) Ebd., 608. W. Köllmann, Bevölkerung und Arbeitskräftepotential, 81. A. Gladen, a. a. O., 27. なお、この点に関係する若干の数字をあげておこう。

三月前期には、古い身分制的構造から解放された結果、人口が増大し、周辺から都市に人口が流入し〔近辺移動 (Nahwanderung)〕、都市は、1850年代の産業革命の突破開始以前には、この農村「過剰人口」(die ländliche „Überbevölkerung“)に職を与えることができず、「消極的プロレタリア化 („negative Proletarisierung“)」が生じた (Jürgen Kocka, Lohnarbeit und Klassenbildung, Arbeiter und Arbeiterbewegung in Deutschland 1800-1875, Berlin 1983, 60-61)。この結果、ハンブルク、ケルン、バルメン、エルバーフェルトといった都市では、人口の10~20%が規則的に公的貧民救済 (öffentliche Armenunterstützung)を受けていた〔1816/18年, 1830/31年, 1845/48年, 1857年には都市住民の半分が貧民救助を要求〕(Ebd., 59)。また、主としてアメリカへの国外移住者 (Auswanderer) の数も増大していった (Ebd., 61. なお、Iの〔I〕をも参照せよ)。

ところで、1850年代中葉以降、国外移住に代って農村から都市への移動 (die Land-Stadt-Wanderung)〔遠方移動 (Fernwanderung)〕が、工場制の拡大と

第21表 営業セクターにおける就業者，1800～1913年の
ドイツにおける企業形態の分布

年	問 屋		マヌファクトリア 工 業 鋳 山 業		手 工 業		営業セクター 総 計	
	1	2	1	2	1	2	1	2
1800	0.96	9.0	0.12	1.5	1.12	10.5	2.2	21.0
1835	1.40	10.0	0.35	2.0	1.50	11.0	3.2	23.0
1850	1.50	10.0	0.60	4.0	1.70	12.0	3.8	26.0
1873	1.10	6.0	1.80	10.0	2.50	14.0	5.4	30.0
1900	0.50	2.0	5.70	22.0	3.30	13.0	9.5	37.0
1913	0.50	2.0	7.20	23.0	4.00	13.0	11.7	38.0

1 = 就業者数 (単位 100万人)。

2 = 農業と勤務者セクター (Dienstleistungssektor) を含む全就業者中での%。

第22表 1816～1861年のプロイセンにおける人口と就業者

	1816	1861 (1,000人)	1816～1861年の差 (%)
全 人 口	10,349	18,491	+ 79
手 工 業 親 方	259	535	+ 107
職 人	146	559	+ 283
僕 婢	1,082	1,470	+ 36
日 雇 い	880	2,229	+ 153
「手 労 働 者」			
工 場 労 働 者	44	414	+ 848
鋳 山 労 働 者	15	117	+ 680

工場労働者，僕婢，日雇い，「手労働者」の概念が曖昧であるので，その数も不確実である。

鉄道を中心とする運輸手段改善の結果，開始された (Ebd., 62, 64)。第21表 (Ebd., 66) から，1850年から73年までに工場で働く者〔マヌファクトリア，工業，鋳山業〕の数が3倍となり，問屋制下の家内労働者の数が激減し，手工業は%では停滞するも絶対数では増大していることが注目を惹く。第22表 (Ebd., 66) からは，1816年と61年を比較して，手工業親方数より職人の数の増大が著しく，工場と鋳山労働者数の増加が他のすべてに対して群を抜いていることが注目される。第21表は全ドイツの数字であるが，1875年にプロイセンはドイツ人口のほぼ60%，非農業経営の57%，工場労働者の60%を占め，工業，手工業，鋳山業で働く者の1.3%のみが経営の所有者と管理者 (Eigentümer und Direktoren in Betrieben) であった (Ebd., 66-68)。

以上の数字より、産業革命の突破の過程で就業者構成の変化が生じ、三月前期の「大衆貧窮」が解消したことが窺えよう。三月前期の「大衆貧窮」は、産業革命の突破の過程の主要な前提条件の一つを形成したのである。

4) 自由主義的営業立法への動きが前面化した経過はつぎの如くであった。

後述するように「三月革命」期の手工業者運動は大きく親方と職人に分裂し、さらに職業間の状態の相違や営業令等の地域または領邦間の相違のため、各々の内部で個々の要求に不統一が生じたが、両者とも反営業の自由では一致していた〔親方は1848年6月2日～6日のハンブルクにおける北ドイツ手工業者準備会議 (Vorkongreß Norddeutscher Handwerker) を経て、7月14日～8月18日のフランクフルトにおけるドイツ手工業者および営業会議 (Deutscher Handwerker- und Gewerbekongreß) に結集。職人は7月20日～9月11日のフランクフルトでの全ドイツ労働者会議 (Allgemeiner Deutscher Arbeiterkongreß) に結集〕 (差当り, Vgl. J. Wilden, a. a. O., 131. Margret Tilmann, Der Einfluß des Revolutionsjahres 1848 auf die preußische Gewerbe- und Sozialgesetzgebung (Die Notverordnung vom 9. Februar 1849), Berlin 1935, 14-16. Toni Offermann, Mittelständisch-kleingewerbliche Leitbilder in der liberalen Handwerker- und handwerklichen Arbeiterbewegung der 50er und 60er Jahre des 19. Jahrhunderts, in, Ulrich Engelhardt (Hg.), Handwerker in der Industrialisierung. Lage, Kultur und Politik vom späten 18. bis ins frühe 20. Jahrhundert, Stuttgart 1984, 529-530. 柳沢治『ドイツ三月革命の研究』岩波書店, 1974年, 224, 225～226, 278, 286～287, を参照せよ)。

これがプロイセンにおいて自由主義的営業立法へと転じていくのはつぎのような過程によってである。

プロイセンの手工業親方は1849年の緊急令でもってひとまず満足した (J. Wilden, a. a. O., 132. T. Offermann, a. a. O., 538)。政府部内では手工業者に対する国家援助 (Staatshilfe) の必要をめぐって意見が対立したが、結局商相 v. d. ハイト (August von der Heydt) の自助 (Selbsthilfe) の意見が勝利し (T. Tilmann, a. a. O., 52-54), これと「三月革命」期に結成された全ドイツ労働者友愛会 (Allgemeine Deutsche Arbeiterverbrüderung) の運動における社会的、政治的原理である組合 (Assoziation) 原理と (T. Offermann, a. a. O., 535. 林健太郎「三月革命と社会主義」, 同『ドイツ史論集』中央公論社, 1976年, 74～75ページを参照せよ), 50年代のシュルツェ・デーリッヒ (Hermann Schulze aus Delitzsch) の協同組合 (Genossenschaftswesen) 思想に基づく運動が連動した (T. Offermann, a. a. O., 639)。

まず、「三月革命」期の組合^{ソツクワイフアイオン}原理は、一方でツンフト制度の信奉者と他方で制限された営業の自由の信奉者のいずれにも反対する第三の道を示すもの

であった。すなわち、^{アソタイアタイオン}「組合」は労働者を助ける唯一の手段であり、これにより自立 (Selbständigkeit) が得られる。自立とは専門的知識 (fachliches Können) と社会的尊敬 (soziales Ansehen) に基づき、従属的労働の形態においても実現可能な尊敬される、安定した職業的地位を意味し、そのために^{アソタイアタイオン}「組合」の金庫 (Kassen) と教育的諸機関の必要が唱えられた。以上のように^{アソタイアタイオン}「組合」原理の背後には、資本主義的大経営の外で自由な^{アソタイアタイオン}「組合」により自立した手工業者を維持する意図が存在していた (Ebd., 535-537)。

ついで50年代に入り、シュルツェ・デーリッチの考えの中心は協同組合であり、これには中間層的社会構想 (ein mittelständisches Gesellschaftskonzept) が含まれており、手工業と資本主義的生産様式との和解を目的としていた (Ebd., 539)。すなわち、かれは自由貿易的工業制度 (das freihändlerisch-industrielle System) の有利を説き、営業の自由と移住の自由の欠如と資本調達の可能性の不利用が手工業の不幸を招くと述べ、資本と戦う代りに、資本を役立てねばならないとする。資本は労働と販売を創出するからである。そして、手工業の自立化 (Verselbständigkeit) のために協同組合の必要を述べ、そのさいの実際的中心問題は信用問題であるとし、^{アソタイアタイーフ}「組合」的に結合した小営業者と労働者の連帯責任に基づく信用協同組合 (Kreditgenossenschaften) の設立を提唱した (Ebd., 540)。

手工業の自立化というばあい、かれは独立の手工業親方と労働者〔不熟練工場労働者ではない〕を想定し、かれらは「知識と熟達を養成しなければならず、そのことにより収入が増大する」として、協同組合を補助するものとして教育協会 (Bildungsverein) の設立を唱えた。そして、競争能力を高めるために、低廉な原料購入のための協同組合あるいは販売促進のために、販売会館 (Verkaufshalle) のための協同組合等々の設立を説いたのである (Ebd., 541-542)。

以上のような自由貿易と営業の自由のもとで大工業の発展に適応しつつ、協同組合と教育協会に結集することにより、自助に基づき手工業者が自立するというシュルツェ・デーリッチの構想は、50年代と60年代に多くの教師や裁判官、ジャーナリストの支持を得て、「国民経済会議 (der Volkswirtschaftliche Kongreß)」やレット (Lette) 指導下の「労働者階級福祉中央協会 (Centralverein für das Wohl der arbeitende Klasse)」や、さらにはドイツ進歩党 (Deutsche Fortschrittspartei) や国民協会 (Nationalverein) にも浸透していき、自由主義的営業立法への流れを形成したのである (Vgl. Ebd., 540. 「国民経済会議」については、藤本建夫『ドイツ帝国財政の社会史』時潮社、1984年、の第一章の詳細な分析を参照せよ)。

そのさい、こうした動向の背後で、50年代と60年代の好景気に支えられて、手工業から自力で工業的に成功した者〔例えばボルツィヒ (Borsig)〕や、多くの困難を克服して勤勉と不屈により職業に必要な熟練と知識を獲得し、事業を繁栄

させたり、尊敬される職工長 (Werkmeister) の地位を獲得していった向上心に溢れた手工業職人の通俗連載小説が、自由主義的楽観的心理状態を醸成した。しかし、同時に、1857年の創立恐慌 (Gründerkrise) とともに職業身分の保護要求の新しい時代 (eine neue Epoche berufständischer Schutzforderung) が始まり、1848年と1860年代の手工業者運動が結びついた点も看過できない (Ebd., 544)。

プロイセン下院における1849年緊急令の遵守と反営業の自由提案に呼应して、1860年8月27日～31日までベルリンで開かれたプロイセン手工業者会議 (der preußische Landeshandwerkertag) や、1862年9月5日にワイマールで開かれたドイツ手工業者同盟 (der deutsche Handwerkerbund) の集会在りである。しかし、ハノーファの営業協会 (Gewerbeverein) のツェレでの会議における営業制度の自由の要求や、学者や官僚の間での営業の自由の主張が大勢を占め、北ドイツ連邦営業令の発布に至るのである (J. Wilden, a. a. O., 132. なお、「三月革命」期から70年代に至る手工業者運動については、山井敏章「第二帝制期ドイツにおける手工業者運動」土地制度史学第102号, 1984年, を参照せよ。また、「三月革命」期の S. ボルン (Stephan Born) と全ドイツ労働者友愛会に発する^{フツティアフアイオン}「組合」と生産協同組合思想は、家内労働者 (Heimarbeiter) をも捉え、これが手工業的自立努力とツンフト的職業別主義 (zünftlerischer Berufsseparatismus) と社会主義的思想傾向の三者の一致を生み出し、60年代と70年代にゾーリンゲン刃物研磨工 (der Solinger Messerschleifer) が社会民主党を支持した複雑で興味ある例について、Vgl. J. Kocka, Lohnarbeit und Klassenbildung, 92-96.)。

- 5) 北ドイツ連邦営業令の全文については、Vgl. Gewerbeordnung für den Norddeutschen Bund. Vom 21. Juni 1869, in, Staatshandbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Statistik des Norddeutschen Bundes und des Deutschen Zollvereins, hrsg. von Dr. Georg Hirth, II. Band-Jg. 1869 der Annalen des Nordd. Bundes u. des Dt Zollv., Berlin 1869, 441-476. 田山輝明「北ドイツ連邦営業令試訳」比較法学, 第6巻第2号, 301～333ページ。
- 6) H. Roehl, a. a. O., 275-276. A. Köttgen, a. a. O., 1010-1011. J. Wilden, a. a. O., 132. M. Tilmann, a. a. O., 67. G. Erdmann, a. a. O., 27. K. E. Born, a. a. O., 81. A. Gladen, a. a. O., 46. なお、北ドイツ連邦営業令はドイツ帝国創立後南ドイツ諸邦に導入された。1871年1月1日に南ヘッセンへ、1872年1月1日にヴェルテンベルクとバーデンへ、1873年1月1日に一部留保されてバイエルンへ (A. Köttgen, a. a. O., 1011)。
- 7) A. Köttgen, a. a. O., 1011-1013. J. Wilden, a. a. O., 132-133, 138. J. Wilden, Innungen, in, Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 5 Bd., Vierte Auflage, Jena 1923, 464. なお、1880年代のインヌンク立法とそれをめ

ぐる手工業中間層の利害状況については、後藤俊明「ドイツ第二帝制におけるインヌクノの再編成」経済論叢第122巻第5・6号、1978年、88～111ページを参照せよ。

- 8) 山田晟『ドイツ近代憲法史』東京大学出版会、1963年、90ページ。
- 9) J. Wilden, *Handwerk*, 140.
- 10) ワイマール憲法、第五章 経済生活、第151条(三)、高木八尺、末延三次、宮沢俊義編『人権宣言集』岩波文庫、1957年、212ページ。
- 11) J. Wilden, *Handwerk*, 140.
- 12) Franz Neumann, *Behemoth, The Structure and Practice of National Socialism*, London 1943, 197-202. フランツ・ノイマン『ビヒモス・ナチズムの構造と実際一』岡本友孝・小野英祐・加藤栄一訳、みすず書房、1963年、215～220ページ。『新独逸国家大系、第9巻、経済篇Ⅰ—経済の構成一』日本評論社、1939年、82～83、123～124、389～392ページ。なお、ここで痕跡といったのは、「民族社会主義は、……手工業に対応する古いツンフト制度の人為的な復興を拒否しているとはいえ、この気持としてはこの古い組織のなかで独自の仕方においてドイツの生活および労働形態の最良の原則を実施せる思想財」としてツンフト制度を評価し（『新独逸国家大系、第9巻』388ページ）、「職分団の構成によって達成しようとする二つの大きな目標」として「すべての階級闘争の克服」と「人間が……職業的すなわち専門的技能をもって結合され」ることを設定したのであるが（前掲書、114ページ）、「実際は、ドイツの経済的組織化は、……職業身分理論との類似性を全くもっていない」で、それは「国家に統制され、あるいはいくつかの行政機能を遂行する企業家団体」を創出したのであり（F. Neumann, a. a. O., 191. 訳、209ページ）、「国民社会主義は、……階級ではなく、職業と訓練にもとづいて分化された社会を創造したと主張している」が、「それは絶対に真実でなく、……階級闘争を消しきったのではなく、全く反対に、敵対関係をより深めより強固にしてしまった」からである（Ebd., 299. 訳、319ページ）。
- 13) M. Tilmann, a. a. O., 6-7. Wolfgang Zorn, *Zunft*, in, *Handwörterbuch der Sozialwissenschaften*, Bd. 12, Stuttgart・Tübingen・Göttingen 1965, 488.
後記。本稿は、塩田庄兵衛教授退官記念論文集「立命館経済学」第35巻第4号に掲載を予定して執筆したものである。しかし、筆者が、立命館大学とフンボルト大学との学術交流協定に基づき、日本語教員として1986年8月より1か年余りベルリンに滞在し、予想以上に授業準備に時間にとられたため、執筆が大幅に遅れてしまった。塩田教授に非礼を謝すとともに、遅れさせながら拙稿でもって、教授の退任を記念させて頂きたいと思う。